

事業者の皆様！  
準備はお済みですか？

本年(2019年)10月1日から

消費税の**軽減税率制度**が実施されます。

# 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、  
・飲食料品(酒類・外食を除く)  
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの) に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を  
複数税率に対応させる必要があります。

**CHECK** 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合も、  
例えば、飲食料品等の仕入がある  
場合は、帳簿上、軽減税率対象で  
ある旨を明記する必要があります。



レジや受発注・請求書管理システムの  
導入・改修が必要となる場合があります。

**CHECK** 軽減税率対策補助金  
が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向け  
に複数税率対応レジの導入等を支援  
します。ぜひご活用ください。



軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。

全国で開催されています。日程・場所等の情報は  
下記よりご確認ください。

軽減税率制度説明会

検索



軽減税率制度についてはこちら

軽減税率 国税庁

検索



軽減税率対策補助金についてはこちら

軽減税率対策補助金

検索

